

摘 要 表

摘要表を活用するに当たっての注意事項

- 1 従業者数4人以上の統計値である。
- 2 付表中のパイナップル缶詰製造業及び砂糖製造業は、食料品製造業の内訳としての数値である。
- 3 平成20年に工業統計用産業分類が改定されたため、平成19年の産業中分類による数値は平成20年の新分類に置き換えて再集計している。したがって、19年公表の産業中分類による数値と相違する。
- 4 平成18年以前の産業中分類による数値は、平成20年の新分類に接続した値を記載している。したがって、各年の公表の産業中分類による数値と相違する。
- 5 平成19年調査より、「原材料使用額等」、「製造品出荷額等」の定義を変更したため、原材料使用額等、製造品出荷額等粗付加価値額の値は18年までの数値とは接続しない。